

学校感染症による出席停止について

富山県立中央農業高等学校長

下記の学校における感染症にお子様が罹患した場合、学校保健安全法19条の規定により、出席停止となります。医師からは登校してもよいと許可が出てから学校へ登校が可能です。下記の感染症に懸かった場合や疑いがある場合は、速やかに学校へ連絡をしていただきますようお願いいたします。

学校における感染症と出席停止の期間			
分類	病名	出席停止の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで ※別紙様式あり	
	新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※別紙様式あり	
	百日咳	特有の咳が消失、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		溶連菌感染症	適正な抗菌治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。全身状態が改善されれば登校可能。
		ヘルパンギーナ 等	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。全身状態が改善されれば登校可能。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
以外の学校における感染症に罹患した場合

富山県立中央農業高等学校長 殿

登校届（保護者記入）

下記の通り加療した結果、病状が回復したので登校いたします。

1 生徒氏名 年 組 氏名 _____

2 疾病名 _____

3 医療機関名 _____

4 治療期間 月 日 ～ 月 日 _____

5 登校許可日 月 日 から登校可 _____

6 その他指示事項

記入日 年 月 日 _____

保護者名 _____

※保護者の皆様へ

学校は生徒が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発生や流行をできるだけ防ぐことで、生徒一人一人が快適に生活できるよう学校感染症については、かかりつけ医の診断に従い登校届の提出をお願いいたします。

また、必要な場合は、医療機関に連絡をとらせていただくこともあります。

こちらの様式は、学校ホームページからダウンロードできます。